

○用途地域

I. 用途地域の変更について

平成22年度に策定した滝川市都市計画マスタープランに基づき、3つのコンパクトタウン（滝川市街地・江部乙市街地・東滝川市街地）に人口と生活利便性を集約化させる土地利用を促すため、市街地外縁部はゆとりある暮らしを保全する土地利用に強化、市街地内部や幹線道路沿道については生活利便性を高めるため土地利用を緩和することを目的として、用途地域の変更を行うこととします。

【第4章 分野別構想 1. 土地利用 1-3. 住・商・工（用途地域内）の配置方針 P40】

II. 用途地域の変更にあわせた用途地域界の修正・是正について

用途地域について、用途地域界と現状とが一致しないものや境界が曖昧なものが存在しています。このままの状態では、建築確認等において、用途地域界がはっきりしないなどの不都合が生じる可能性があります。

そのため、都市計画用途地域の変更とあわせ、これらについても境界の修正・是正を行うこととします。

III. 用途地域界について

用途地域界は、原則（i）～（iv）で設定することとし、やむを得ない場合のみ（v）を用いました。

- （i）道路、河川中心
- （ii）地番界
- （iii）道路中心より〇〇m
- （iv）河川敷地境界、農業振興地域界など
- （v）見通し線（延伸線）、接続線、その他

IV. 用途地域変更（案）について

別図（滝川都市計画用途地域変更箇所図）

○準防火地域

I. 準防火地域の変更について

準防火地域は、近隣商業地域・商業地域に指定されています。街なか居住を推進させるため、すでに住居系の土地利用となっているところは、近隣商業地域・商業地域から他の用途地域へ変更し、併せて準防火地域の指定を外すこととします。

II. 準防火地域変更（案）について

別図（滝川都市計画準防火地域変更箇所図）